

岩手県告示第468号

東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第39条第1項の規定に基づき、岩手県産業再生復興推進計画に定められた復興推進事業を実施する個人事業者又は法人（以下「指定事業者」という。）を次のとおり指定した。

令和4年7月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定事業者の氏名又は名称	住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地	復興推進事業の業種	指定年月日
株式会社エフビー	下閉伊郡山田町豊間根第2地割31番地1	電子機械製造関連産業	令和4年3月2日